

要 旨

本稿の目的は、「憲政資料」のアーカイブズ化に向けた、その資料構造の解明である。

「憲政資料」とは、実務的には、「貴族院事務局が保有していた文書資料等で、貴族院の廃止と参議院の創設に伴い、参議院事務局が引き継いだもの」を指し、文書資料等の約9,000点で構成される。参議院事務局は、目録作成、実態調査等を行っているが、資料群の構造の把握、資料へのアクセス等についての課題があることも否めない状況にあった。

本稿では、歴史学やアーカイブズの先行研究の成果に多くを負いつつ、「憲政資料」の成り立ち、資料形成と喪失の過程、草創期の貴族院事務局の文書管理の実態等を明らかにした上で、国際文書館評議会が公表した、資料の整理と記述に関する標準である ISAD(G)を「憲政資料」に適用することが可能か否か等を検証し、あわせて今後の課題を抽出した。

各章ごとの概要は、以下のとおりである。

第1章では、「憲政資料」の成り立ち（機能や公開性による資料の分析、管理の体制や経緯、情報公開等）について、整理分析した。

第2章では、「憲政資料」の形成過程について、整理分析した。来歴や所蔵印の有無等の個々の資料に着目した方法では、「憲政資料」の資料構造の解明は難しいこと、また、1925(大正14)年の議事堂火災により、一部を除きそれ以前の資料を喪失したこと等を確認した。

第3章では、貴族院事務局の組織と文書管理について、整理分析した。「憲政資料」には、貴族院事務局の文書保存規程(1890(明治23)年創定)により、無期保存とされた文書が多数現存すること、また、それらの資料は、議会の中心的な機能である会議運営関係(主に議事課)の文書、総務関係(主に庶務課)の文書であること等が判明した。

第1章から第3章までの整理分析を総合すると、「憲政資料」は、以下の観点から資料構造を表現することが可能である。それは、①機能の観点(議会運営に関する資料、事務局の事務用資料、その他の資料)、②組織の観点(議事課、庶務課等、貴族院の各課により作成保管された資料)、③文書保存規程の観点(無期保存の文書)である。

第4章では、上記の整理分析から、「憲政資料」は、現在も作成段階の原秩序をある程度は維持していると推測できることから、ISAD(G)を適用した目録作成を行った。なお、現段階での作業仮説であることから、フォンド、シリーズ、アイテムはサンプルの提示に、中間レベル(サブフォンド、サブシリーズ)は、階層構造をモデルとして示すにとどめた。

今回の試みは、あくまでも現段階における試行に過ぎないが、「憲政資料」について、資料の構造分析の観点から、貴族院及び貴族院事務局が組織として作成した文書を中核とする資料群であることを、論理的に検証することができたと考える。あわせて、「憲政資料」は組織アーカイブズであること、また、資料の分析的整理を進める上では、ISAD(G)を適用した目録作成が可能であり、かつ、適切であることも確認することができたと考える。

「おわりに」では、「憲政資料」の将来像について考察し、その中で議会資料等を保存・公開する仮想文書館として、「議会資料情報センター(仮称)」の設立を提案した。また、今後の課題として、実施中の実態調査と目録作成との連携の在り方等についても言及した。

本稿により、「憲政資料」の構造解明が一定程度までは進んだことは、本稿の目的とする、「憲政資料」のアーカイブズ化に向けた、ささやかな、しかし、重要な一歩である。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解である。